

令和2年度産業経済研究委託事業
「賃上げ・生産性向上のための税制」・
「オープンイノベーション促進税制」
利用状況に関する調査
報告書

令和3年3月

みずほ情報総研株式会社

目 次

I. 調査の背景・目的	1
II. 調査結果	2
1. 問い合わせ窓口の設置	2
2. 問い合わせ内容の集計	3
(1) 賃上げ・生産性向上のための税制	3
(2) オープンイノベーション促進税制	5
3. 問い合わせ内容の分析	7
(1) 賃上げ・生産性向上のための税制	7
(2) オープンイノベーション促進税制	14
4. ヒアリングの実施	19
(1) 賃上げ・生産性向上のための税制	19
(2) オープンイノベーション促進税制	22

I. 調査の背景・目的

政府は、「新しい経済政策パッケージ（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）」の中で、「人づくり革命」と「生産性革命」を車の両輪と位置づけ、2020 年までを「生産性革命・集中投資期間」として、大胆な税制等により、（１）労働生産性（一人あたり、一時間あたりの実質 GDP）の年 2%向上、（２）対 2016 年度比で日本の設備投資額を 10%増加、（３）2018 年度以降 3%以上の賃上げ、といった目標を掲げた。

こうした政府の方針を受け、所得拡大促進税制を改組し、「賃上げ及び投資の促進に係る税制」として、賃上げや設備投資に積極的な企業に対して、要件を満たせば給与総額の増加額の 15%を税額控除することとした。

また、「成長戦略実行計画（令和元年 6 月 21 日閣議決定）」の中で、「第 4 次産業革命の可能性を最大限引き出すためには、新たなベンチャー企業の創業支援を図るとともに、既存企業が人材・技術・資本の閉鎖的な自前主義、囲い込み型の組織運営を脱し、開放型、連携型の組織運営に移行する必要がある。（中略）事業再編の円滑化やコーポレート・ベンチャー・キャピタルの拡大、企業間の研究開発の推進などの環境整備を検討する必要がある」といった方向性が示されているところ、令和 2 年度税制改正要望にて「オープンイノベーション促進税制」を創設することとなったところである。

こうした方針を踏まえ、国内事業会社等がオープンイノベーションを目的としてベンチャー企業の株式を取得する場合、取得価格の 25%を課税所得から控除することとした。

本調査では、これらの税制についての今後の検討・改善に向け、実際に両税制を利用した者及び利用を検討している者の声を拾い、本税制に係る課題の把握・分析を行うことを目的とした。

Ⅱ．調査結果

1．問い合わせ窓口の設置

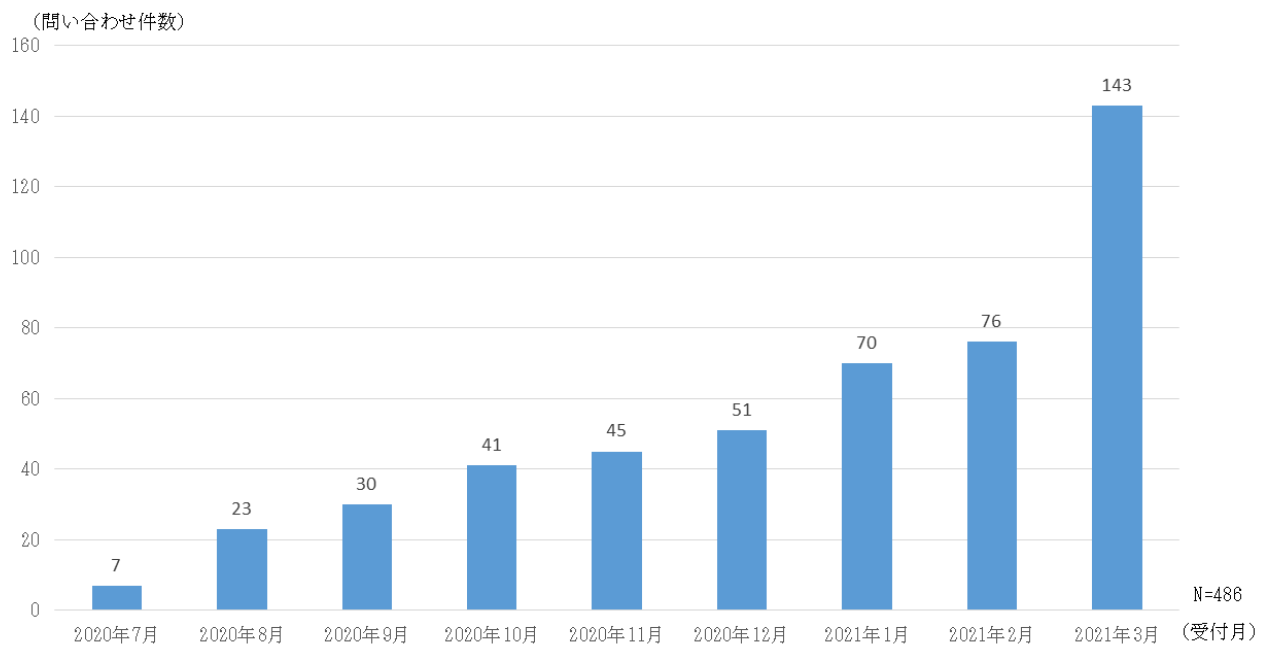
本税制についての問い合わせを受ける窓口を設置した。問い合わせ窓口には問い合わせ対応を実施できる、税制の知識を有したスタッフを常時2～3名配置した。スタッフは税理士の資格を有している者を含めた。問い合わせ回線は2回線設け、平日に朝から夕方にかけて1日計7.5時間程度対応を行い、土日・祝日は除いた。

2. 問い合わせ内容の集計

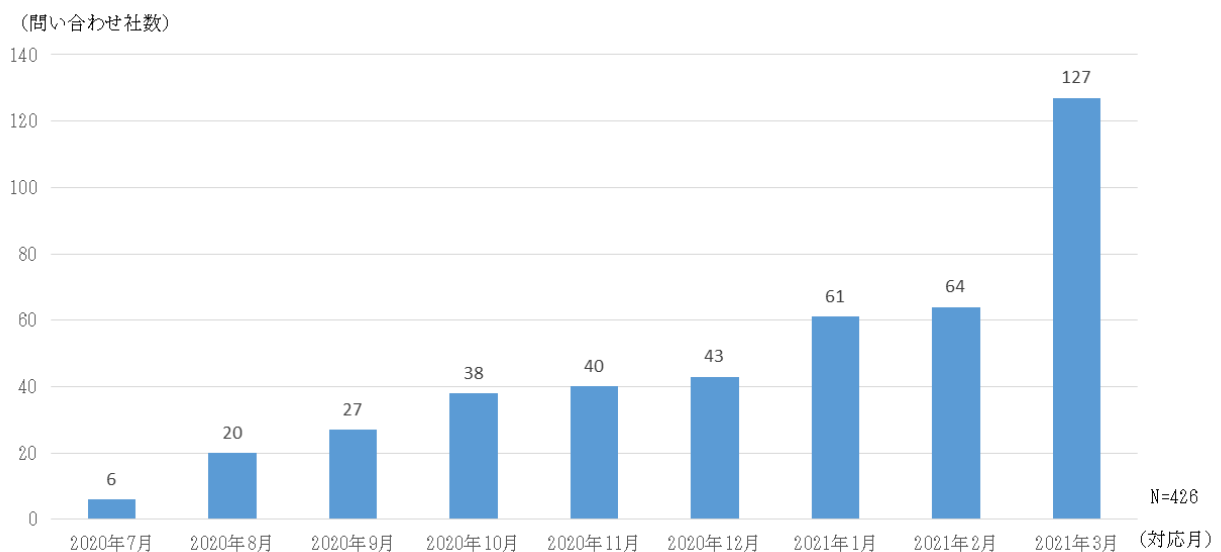
(1) 賃上げ・生産性向上のための税制

賃上げ・生産性向上のための税制における問い合わせ件数については、決算期であることが多い3月や9月、12月に近づくにつれて件数が増加し、最も多かったのは3月だった。平均して月あたり約45社から、55件ほどの問い合わせがあった。

図表 1 月毎の問い合わせ件数

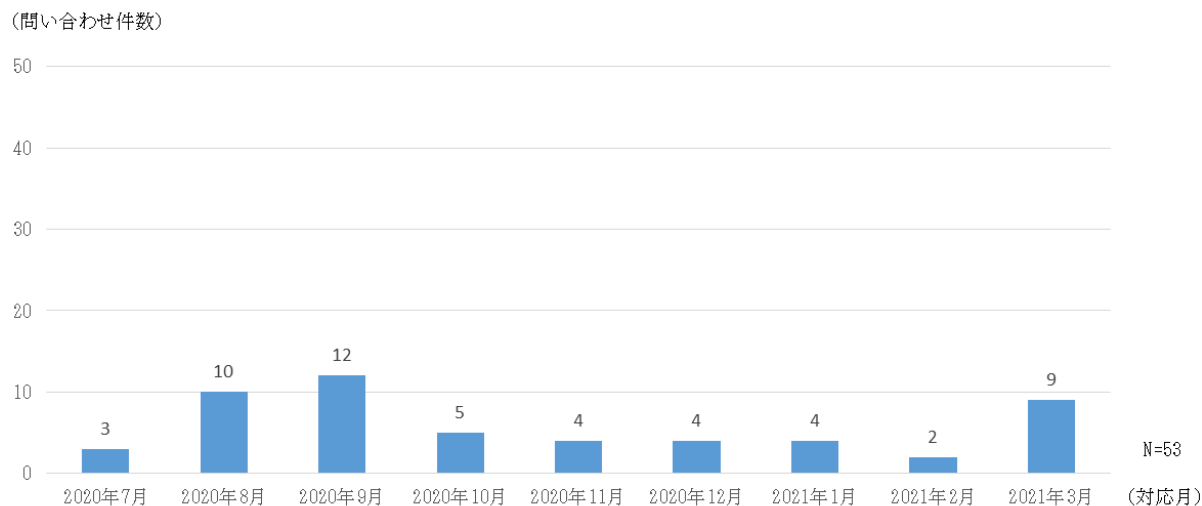


図表 2 月毎の問い合わせ企業数



一部の問い合わせにおいては、回答に時間を要するものがあり、保留した問い合わせ件数として集計を行った¹。窓口を設置した当初の保留した問い合わせ件数は多かったものの、問い合わせ対応が進むにつれて月あたり4件以下にまで削減された。

図表 3 保留した問い合わせ件数



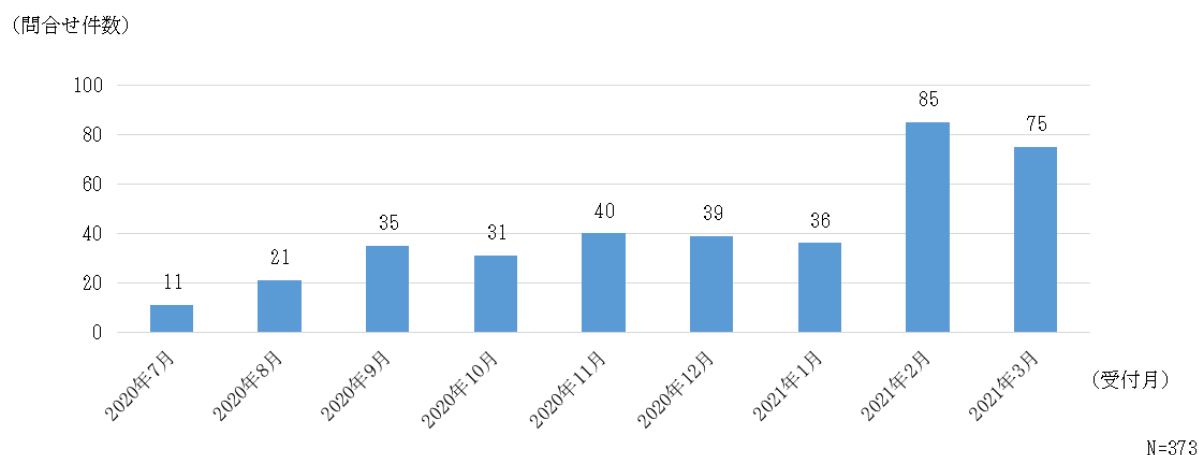
また、今回の集計の対象外ではあるが、所得拡大促進税制に関する問い合わせと、後続の制度である人材確保等促進税制に関する問い合わせも当該コールセンターにおいて確認された。人材確保等促進税制に関する問い合わせについては、令和3年度以降の当該税制の運用に向けて参考になる点も多いことから、3（1）にて分析を行う。

¹ 本調査の「保留」とは、問い合わせの回答にあたって、詳細を確認するため質問受電時に即答せず、回答が翌日以降になることを指す。

(2) オープンイノベーション促進税制

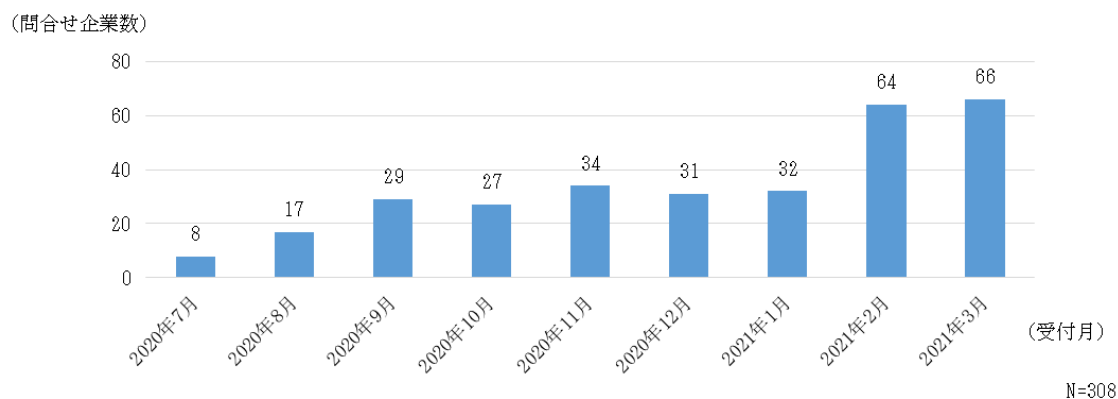
月毎の問い合わせ件数は、2月が85件と最も多くなっている。3月の決算に合わせて証明書を受理するために、法定の申請期間（事業年度末日の60日前から30日後）の中で申請が本格化したものと見込まれる。

図表 4 月毎の問い合わせ件数

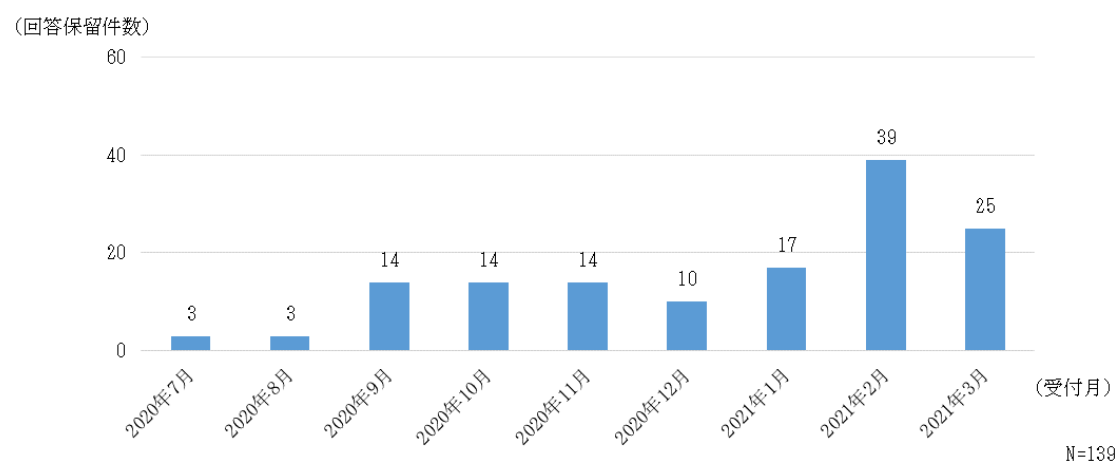


月毎の問い合わせ件数の数に概ね連動するように、問い合わせ企業数と保留数も変動している。保留数が2月に多いのは、申請の増加に伴いオープンイノベーション促進税制の申請に使用されるウェブサイトの操作や添付書類の書き方、G ビズアカウントの取得に関連する問い合わせが増加したことが背景にある。こうした背景は後述の分類別問い合わせ件数の数値にも表れている。

図表 5 月毎の問い合わせ企業数



図表 6 月毎の保留した問い合わせ件数



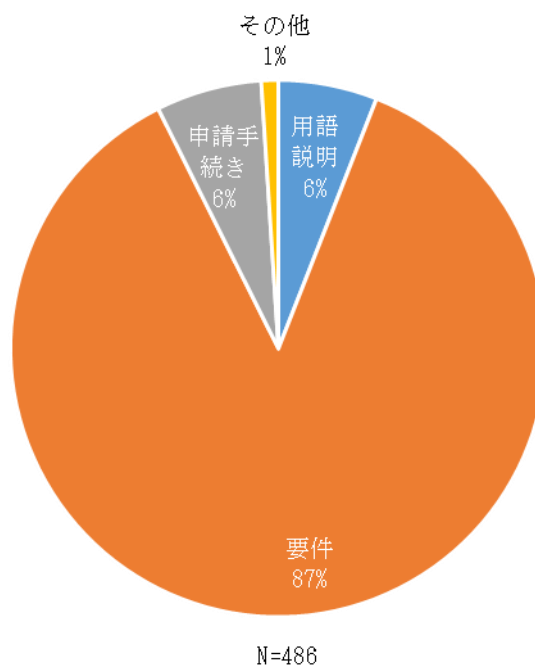
3. 問い合わせ内容の分析

(1) 賃上げ・生産性向上のための税制

①全体の傾向

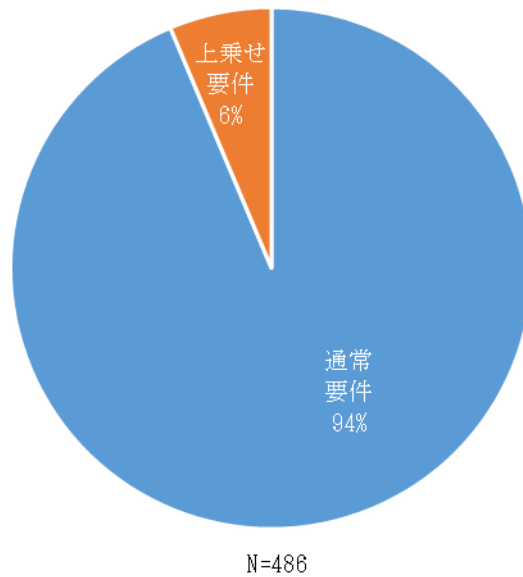
問い合わせ内容別に見ると、要件に関する問い合わせが全体の約 86%を占めた一方で、用語説明と申請手続きに関する問い合わせは合計しても全体の 2 割以下しかなかった。賃上げ・生産性向上のための税制については、前身となる制度（所得拡大促進税制）を含めると約 7 年前（平成 25 年度）から実施されており、申請手続きそのものに課題を抱えている企業は少なかったものと推測される。

図表 7 内容別の問い合わせの割合（大分類）



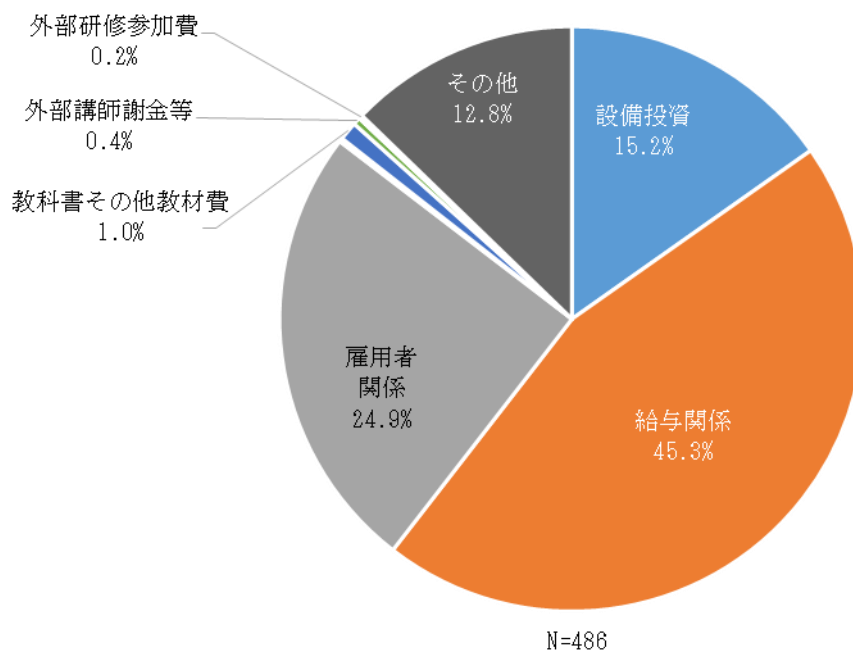
また、要件別に見ると、通常要件に関するものが 9 割以上を占めており、上乗せ要件に関する問い合わせは 1 割ほどしかなかった。

図表 8 内容別の問い合わせの割合（中分類）



さらに、問い合わせにおける内容別の割合を詳細に確認すると、給与関係の問い合わせが4割以上と最も多く、次に雇用者関係が2割以上を占めた。給与関係・雇用者関係の問い合わせは昨年度に引き続き、問い合わせ件数が多かった。なお昨年度²は給与関係・雇用者関係の問い合わせが2.5割ほどであり、やや給与関係の問い合わせの割合が増えている。上乗せ要件に関する問い合わせとしては教科書や教材に関するもの等、教育訓練費の要件に適合しているかを尋ねるものが最も多かったが、全体の1割以下しかなかった。

図表 9 内容別の問い合わせの割合（小分類）



②要件・申請手続き

1) 要件に関する問い合わせ

a. 通常要件における判定に関する問い合わせ

問い合わせには、実際には賃上げや生産性の向上が行われているにもかかわらず、決算期の変更等によって制度適用が困難になることについての問い合わせが複数見受けられた。

また回答を保留した問い合わせについて分析すると、給与関連のものが同様に6割以上

² 昨年度の問い合わせにおける業種別の割合は2019年4月から2020年1月までの大企業からの所得拡大促進税制についての問い合わせ件数をもとに算出している。

と多かったが、特に合併・分割と連結子会社の設立にあたっての制度利用可否を尋ねるものが多かった。このような組織再編の場合に必要な調整については公開情報が少なく、自社のみで判断を行うことは容易ではないと思われる。

また高齢者を活用している企業から、高年齢被保険者を継続雇用者から除外することについての問い合わせが複数あった。近年の高齢者雇用対策への取り組みなどに鑑みると、今後の制度の改善においても検討の論点となり得る。

図表 10 通常要件についての問い合わせ例

- ・ 当期においては継続雇用者に該当する者が前期の途中から入社した。支給している給与について前期の継続雇用者給与等支給額に含めることはできないか。
- ・ 適用年度中に適格吸収合併をした場合、合併に伴い取得した被合併法人の資産は、国内設備投資額及び当期償却費総額に含まれるか。

b. 教育訓練費における判定に関する問い合わせ

上乗せ要件に関する問い合わせとしては、特定の教材費や研修委託費が教育訓練費に該当するかを個別に尋ねるものが 9 割以上を占めており、問い合わせ内容にまともりはあまり見られなかった。一方で残りの 1 割の問い合わせを確認すると、分割や連結子会社の加入の際に、教育訓練費をどのように計算すべきか尋ねるものがあった。通常要件と同じく、組織再編の際の調整計算の方法については判断が難しいことが推測される。

図表 11 教育訓練費についての問い合わせ例

- ・ 社内研修時の教材費および送料は教育訓練費の対象となるか。
- ・ 比較教育訓練費の計算においては、二期前を考慮する必要があるが、この場合は分割によって当社に移籍した者に対する教育訓練費を計算対象とすれば良いのか。
- ・ 当事業年度から連結子会社が新たに加入したが、雇用者給与等支給額、教育訓練費の取扱いはどうすべきか。

c. 人材確保等促進税制についての問い合わせ

当該コールセンターは賃上げ・生産性向上のための税制の問い合わせを対象としているが、人材確保等促進税制に関する問い合わせも寄せられたため、回答可能な範囲で対応を行った。わずかではあるが、要件に関する問い合わせも確認されており、令和3年度以降の当該税制の運用に向けた参考情報として掲載する。

図表 12 人材確保等促進税制についての問い合わせ例

- ・ 令和3年度税制改正「人材確保等促進税制」に記載されている対象者は、青色申告書を提出している全企業となっているが正しいか。
- ・ 人材確保等促進税制について、令和2年4月に新卒を採用した、12月末決算の会社だけが適用があるのか。
- ・ 人材確保等促進税制について、現行の所得拡大促進税制との併用が可能なのか。
- ・ 大企業は令和3年度も引き続き、同じ税制内容となるか。
- ・ 人材確保等投資促進税制の個人の適用開始年はいつからか。
- ・ 人材確保等促進税制に青色申告でないと適用できないのか。

2) 申請手続きに関する問い合わせ

a. 通常要件における申請手続きに関する問い合わせ

通常要件に関する申請手続きについての問い合わせについても、給与関連のものが最も多く 5 割を占めたが、内容としては基礎的なものが多かった。また、通常要件に関する質問と同じく、その他の質問を含めると、申請手続きにおいても合併・分割や子会社の連結納税への加入といった組織再編における問い合わせが複数見受けられた。

図表 13 問い合わせ例

- ・比較事業年度において合併をした場合、給与等支給額、継続雇用者の判定はどうなるか。また計算方法を教えてほしい。
- ・2020 年 4 月より連結された子法人（決算月 2 月）の場合、適用年度は 2020 年 4 月から 2021 年 2 月でよいか。

b. 教育訓練費における申請手続きに関する問い合わせ

上乗せ要件に関する申請手続きについての問い合わせは全て、税務署に書類を提出する際に添付すべき必要書類について尋ねるものだった。特に領収書を添付する必要があるのかというものが 5 割以上あった。下記の問い合わせ例では領収書に関する問い合わせの例と、その他の申請手続きに関する内容で確認されたものを記載する。

図表 14 問い合わせ例

- ・教育訓練費の領収書は申告書に添付しなければならないのか。
- ・教育訓練費の明細は、会計ソフトの補助元帳で提出してもよいか。
- ・教育訓練費の明細書は 3 事業年度作成すべきか。

c. 人材確保等促進税制についての問い合わせ

要件同様に、申請手続きについても人材確保等促進税制に関してどのような問い合わせがあったか問い合わせ例に記載した。まだ改正の詳細が決まったわけではないが、今後の税制改正にあたっては以下のような問い合わせを想定しておくことで、税制改正をより円滑に促進したり、またコールセンター対応においても円滑な対応を進めたりすることが可能となる。

図表 15 問い合わせ例

- ・人材確保等促進税制の新規雇用者給与等支給額は、雇用した日から1年以内に支給する給与等の支給額とのことだが、例えば3月末決算の法人の場合、4月に入社した新規雇用者は12ヶ月分、3月に入社した新規雇用者は1ヶ月分が新規雇用者給与等支給額にあたるのか。
- ・令和3年度改正の大企業向けの賃上げ税制での新規雇用者給与等支給額の要件2%増の計算はどう行うのか。
- ・令和2年4月1日開始事業年度（令和3年3月31日決算）は、令和3年度税制改正において、現行の「賃上げ・生産性向上のための税制」ではなく、「人材確保等促進税制」を適用するのか。

(2) オープンイノベーション促進税制

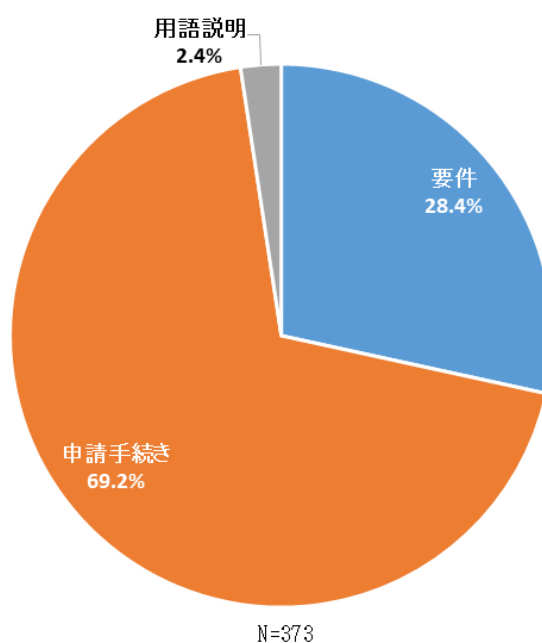
①全体の傾向

1) 大分類

特別会計の処理手順、証明書申請の手順など「申請手続き」に係る問い合わせが最も多く、全体の約7割弱を占めた。今年度より開始された新しい制度のため、制度利用経験者がいなかったことが大きな要因として考えられる。

他方「用語説明」についての問い合わせは2.4%に留まり、少なかった。本制度の利用者（監査法人、会計事務所による代行も含む）は、スタートアップや出資、税額控除に関する基本的な用語には通じていることがわかる。

図表 16 大分類別問い合わせ数

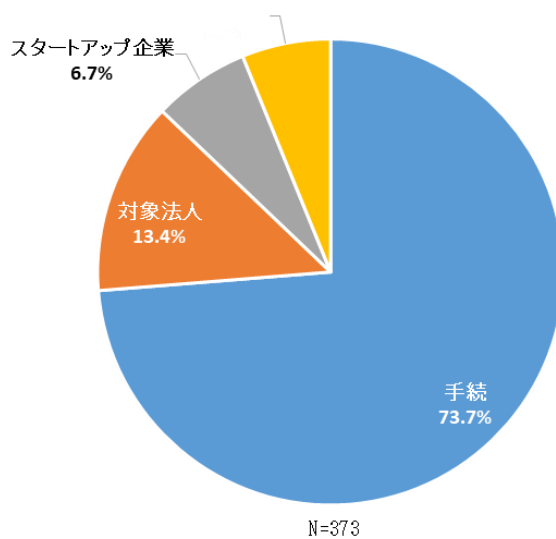


2) 中分類³

大分類と同様、「手続」に関する問い合わせが 7 割を超え過半数を占めた。手続きの中でも、申請書および事前相談の記載・提出方法、特別会計処理の手順、G ビズアカウントに係る問い合わせ、におおよそ分類される。

その他は「対象法人」1 割を超え、「スタートアップ企業」と「出資要件」がほぼ同数ずつ問い合わせが寄せられた。

図表 17 中分類別問い合わせ数



³ 中分類の項目は、経済産業省によるオープンイノベーション税制利用ガイドブックに準拠している。

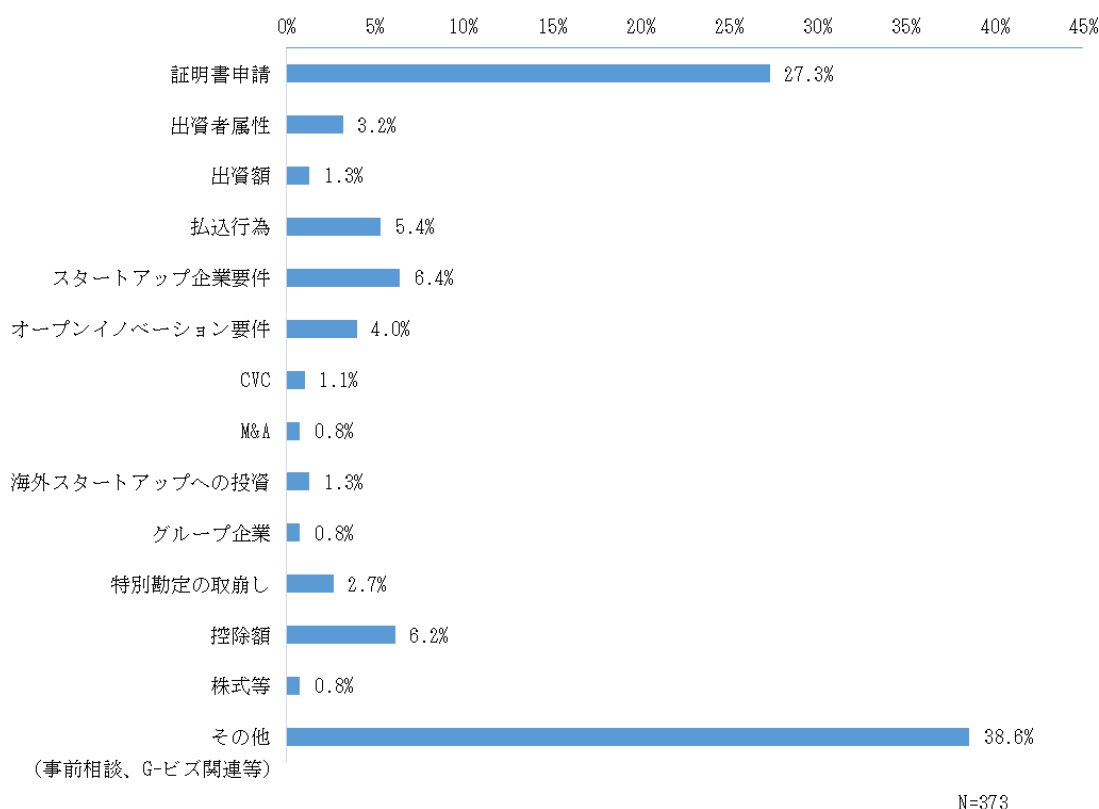
②要件・申請手続きの傾向

1) 要件

出資側・スタートアップ企業の条件についての問い合わせが多く、ガイドラインで例示されているケースよりも多様なケースが問い合わせで確認することができた。出資行為要件について、株式を発行していればその種類は問わない（種類株でも可）としているが、新株予約権や転換社債といった、株式発行によらない多様な資金調達について今後問い合わせがくる可能性が高い。

またスタートアップ要件について、研究開発段階で製品をローンチしていない場合には事業の存在を確認することが難しいものの、ある研究開発ベンチャーは特に先行投資が大きくなる傾向にあり、スタートアップを支援する趣旨に照らすと、事業開始前の研究開発段階に対しても出資を促進させることが望ましい。

図表 18 小分類別問い合わせ件数



図表 19 問い合わせ例

- ・ 出資者要件：合同会社/農協・漁協/LPS/有限会社・特例有限会社/グループ会社/GP
- ・ 出資行為要件：他の株主からの株式買取/DES/優先株式/クラウドファンディング/会社設立による個人資産の出資
- ・ SU 要件：研究開発段階で製品をローンチできていない（売上が発生していない）SU/出資先の SU がさらに出資をする子会社の SU/設立十年以上の企業を吸収合併した設立十年未満の SU/関係者個人が一定数株式保有する SU

オープンイノベーション要件について相談や具体例を求める問い合わせがいくつか見られた（5 件）。ただしオープンイノベーション要件の確認については事前相談を利用することもでき、利用者の多くはそちらで対応していたと考えられる。事前相談に関する問い合わせはオープンイノベーション要件に係る問い合わせよりも多く受けた（18 件）。

図表 20 問い合わせ例

- ・ オープンイノベーション要件に該当するかのチェックリストはあるか。
- ・ 制度概要とオープンイノベーション要件の具体例を教えてもらえないか。
- ・ 株式会社であるスタートアップ企業 A 社が出資を募って、その出資金をスタートアップ企業 B 社へさらに出資し、かつ低コストで支援運営する事業は、受け手側としてオープンイノベーション要件に該当するか。
- ・ プラスチックに代わる素材を開発している会社に出資したいのだが、オープンイノベーション要件に該当するのか。

2) 申請手続き

様式の書き方、別表の書き方、提出の仕方、提出時期、到着確認の問い合わせなど、申請方法に関する事項は幅広く問い合わせが寄せられた。今年度より開始した制度なので、特に申請書の書き方は、今回の問い合わせを受け、より詳細なガイドラインを公開することで、同様の問い合わせは減少するものと思われる。

また事前相談の仕方や G ビズに関連する問い合わせも複数発生した。これは当初申請時の G ビズの使用を公開していなかったために発生したものと思われる。現在は G ビズポータルが開設されその案内も作られているため、同様の問い合わせは大幅に減少するものと思われる。これらの問い合わせは「その他」に含んでいる。

図表 21 問い合わせ例

- ・当該税制を申請するのは出資側か、受手側か。
- ・経済産業大臣への証明書交付申請が事業年度の末日の 60 日前～30 日後となっているが、60 日より前に申請することは可能か。
- ・スタートアップ企業の記載による証明は必要か。
- ・証明書交付申請について、事業年度末日の 60 日前～30 日後と記載があるが、単独 LP の CVC により出資する場合、CVC、LP いずれの事業年度を指しているのか。

(会計処理)

- ・グループ企業の場合、グループ内でどのような取扱いで税制を受けることができるのか
- ・特別勘定の科目名は任意で良いか。
- ・ガイドラインに「なお、この特別勘定の計上について、税効果会計の適用が必要となります。」とあるが、この注釈はどのような趣旨で記載されているのか。また、適用初年度は会計上、具体的にどのように仕訳をするのか。
- ・所得控除額が投資事業年度の課税所得を上回った場合、翌年以降で繰越控除はできないのか。

4. ヒアリングの実施

(1) 賃上げ・生産性向上のための税制

①ヒアリング実施概要

当該ヒアリング対象企業の選定にあたっては、賃上げ・生産性向上のための税制の対象となる大企業へのヒアリングではなく、令和3年度以降の人材確保等促進税制についての中小企業における適用見込み等を検討するヒアリングとするため、中小企業に対してヒアリングを実施した。

図表 22 ヒアリング対象

項目	内容
実施対象企業の業種	ソフトウェア開発
実施対象企業の従業員規模	10名～20名

②ヒアリング結果

1) 税制活用現状

対象企業は定期的な昇給を行っており、所得拡大促進税制を活用することができている。また、認知した経路としては官公庁のホームページが挙げられた。

図表 23 ヒアリング結果

- ・会社の方針として定期的な昇給に努めていたので、所得拡大促進税制を活用することができている。しかし、申請の負担を考えると控除額はそれほど大きくない状況である。
- ・所得拡大促進税制については官公庁のホームページで認知した。申請にあたって、どのような計算を行うべきか、よく分からなかったので、インターネットで検索した会計事務所のホームページで無償公開されていたエクセルシートを利用した。最終的には税理士の支援があったので、問題なく申請することができた。

2) 税制活用の課題

要件についての指摘としては、コールセンターの問い合わせでも確認されているような、実際には給与が向上しているものの計算の対象外となる雇用者がいる点について指摘があった。賃上げ・生産性向上のため税制における継続雇用者の判定は、旧制度の手続きを簡易化する形で現在の要件へと至ったものであるが、実務面における制度の利便性を高めつつも、本来の制度趣旨から外れた事態が生じないか留意する必要がある。コールセンターからの問い合わせで得られなかった論点として、上乗せ要件（教育訓練費）についての意見があった。具体的には中小企業では内部の研修資料等を活用することが多いと思われるため、税制を活用する企業が限られる可能性がある、というものである。

申請については以下のような指摘があった。賃上げ・生産性向上のための税制のコールセンターでは所得拡大促進税制の問い合わせも多く受けているが、対象企業においても申請に必要な情報、計算が何かといった基礎的な部分での確認に時間がかかった、としている。

また次年度の人材確保等促進税制に対する意見があり、ヒアリング対象企業においてはまとまった数の新規雇用を行わなければ人材確保等促進税制の税額控除のメリットが高まらないことから、現状では所得拡大促進税制の活用可能性のほうが大きいという指摘であった。

図表 24 ヒアリング結果

- ・ 継続雇用者の対象要件である「前事業年度及び適用年度の全ての月分の給与等の支給を受けた国内雇用者」によって、対象者が狭められてしまうことが問題に感じる。例えば、適用年度において 11 か月分しか給与等の支給を受けていないために継続雇用者に含まれない社員がいた。しかし、当該社員の給与は全事業年度よりも平均して給与が向上していたため、適用できてよいと思われる。前事業年度の給与について月数調整を行って 11 か月分で適用年度と比較する柔軟な対応ができるのではないかと。
- ・ 上乗せ要件である教育訓練費については要件に適合しないだろうと思い、計算をしていない。社内教育は社内で作成した研修資料を毎年用いているので、新たに教育訓練費が発生することはあまりない。
- ・ 実際に税制を利用するにあたってどのような情報が必要なのか調べるのに時間を要した。計算自体は煩雑だったものの、手続き上の問題はなかった。
- ・ 所得拡大促進税制等の活用を促す観点では、税制を活用した企業を公表したり、認定したりすることが考えられる。当該企業は税制を活用することで、賃上げを行った優良企業であると外部にアピールできるようになるため、新たなインセンティブが生まれる。
- ・ 来年度から開始する人材確保等促進税制について、申請に必要な社員の採用年月日等の情報は記録しているので、活用することは可能かと思われる。しかし、税制控除対象が新規雇用者給与等支給額であるので、新卒・中途採用でまとまった人数の採用を行わなければ税額控除のメリットはそれほど大きくならない。中小企業は（まとまった人数の採用をあまり行わないと考えられるので）人材確保等促進税制より所得拡大促進税制を活用する可能性が高いと思われる。

(2) オープンイノベーション促進税制

①ヒアリング実施概要

2社の大企業に対してオープンイノベーション促進税制の活用状況をヒアリングした。

②ヒアリング結果

1) 税制活用の現状

いずれの対象企業も税制活用の検討以前にスタートアップ企業とのオープンイノベーションを計画しており、連携活動に前向きな企業からは活用も前向きに検討されやすいことがわかる。

図表 25 ヒアリング結果

- ・ 税制改正については網羅的に調査をするようにしていたので、元々把握はしていた。スタートアップ企業と弊社が提携をするという計画が進んだ段階でこの税制も適用できそうだと考えた。
- ・ 研究開発系の税制適用が当社はあまりできない状態になっている。オープンイノベーション促進税制であれば事業に研究開発が組みれていない当社でも使えるので、今後も継続するとよいと思う。
- ・ オープンイノベーション促進税制を最初から知っていたのではなく、企業としてスタートアップ連携を実施することとなり、利用可能な税制を調べている過程で知った。

2) 税制活用の課題

a. 適用要件

適用要件については非常に多様な企業の事情により柔軟に対応できるような改善を求める意見が見られた。例えば株式取得ではない出資方法への適用拡大、対象とする出資金額の要件の緩和、申請可能な期間の拡大などが意見として出された。すでに新株予約権や転換社債による資金調達事例として登場していることもあり、こうした出資方法に係る検討の意義が示唆される。

また企業の連携への協力的な意向を尊重し、より手厚い対応を求める意見もみられた。例えば意図せず株式売却しなくてはならない事態や想定外による赤字決算などでの控除繰越や、控除割合の増加を求める意見が出された。なお控除率については、たとえば産業政策の重点分野やスタートアップのステージなどの条件とも合わせて検討し得るものである。

図表 26 ヒアリング結果

- ・ 5 年間の保有見込みという要件について、スタートアップとの提携の中で、仮に株式売却や上場まで具体的な契約を締結した場合、適用できないケースも生じてしまうのではないかと懸念がある。期間の条件は必要と思うが、自社判断ではなく結果的に株式を売却せざるを得ない事態もありうるので、そうした場合の手当てが欲しい。
- ・ 控除金額が使いきれぬのかという懸念がある。所得がゼロかマイナスの場合、控除額が 0 になる。マイナス決算になる企業も多いと思うので、その場合の控除額繰り越しなど手当てがあってもよいのではないかと懸念がある。
- ・ 新株予約権や転換社債など、株式売買に限定しない様々な出資の仕方を検討できると、出資会社としても幅広い連携の仕方を検討ができてよいのではないかと懸念がある。
- ・ 申請が事業年度末日の 60 日前～30 日後という期間設定が悩ましい。事業年度後に承認が下りると、所得控除は決算に反映することができない。通年で申請ができれば、確実に所得控除を業績に織り込んで決算を迎えられる⁴。
- ・ 他の税制では法人税額の 10～20%を控除額の上限にしているものがあるので、少なくとも 10%は控除されれば、税制利用も増えるとともに、他の税制との平仄も取れるのではないかと懸念がある。

⁴ 定性的な基準を含むオープンイノベーション要件への該当性については、任意で経済産業省に対する事前相談を都度実施することができる。これにより申請前においても証明書交付の可能性を見極めることが可能である。

b. 手続き

手続きについて、事前相談がスタートアップ要件の相談だけでなく、手続きについても基本的な疑問にも対応することができたことが、問い合わせを抑える効果を持っていたと思われる。また手続き時の関係者が出資者・スタートアップ企業・経済産業省とやや複雑化しており、関係者と作業内容がわかりやすい全体フロー図があるとより使いやすくなるという意見もあった。

図表 27 ヒアリング結果

- ・他の税制は定量的な制限があるが、定性的な条件で定められていたのでわかりやすかった。また事前相談でかなり基本的な部分も対応していただいた。事前相談をできなかった会社は詰まることもあったかもしれない。
- ・申請するときに、結果的にスタートアップ企業も G ビズ ID 取得や G ビズフォームの入力が必要ということが直前にわかった。ID 取得と入力の全体フロー図があるともっとわかりやすい。

禁 無 断 転 載

令和 2 年度産業経済研究委託事業
「賃上げ・生産性向上のための税制」・
「オープンイノベーション促進税制」
利用状況に関する調査
報告書

令和 3 年 3 月

委託先 みずほ情報総研株式会社

〒101-8443 東京都千代田区神田錦町二丁目 3 番地

電 話 03-5281-5406

FAX 03-5281-5429

URL <https://www.mizuho-ir.co.jp>